

エネルギー消費量等報告書作成の手引

～準特定事業者のみなさまへ～

令和3年11月

もくじ

1	概要	2
2	報告書の提出について	4
3	報告書の記入について	6
4	使用量のお知らせ（請求明細）の確認方法	8
5	フィードバック	9
6	Q & A	10
7	資料 様式について	12
8	資料 根拠条例	13

京都市環境政策局地球温暖化対策室

1 概要

気候危機ともいえる時代に突入している中、将来の世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていくため京都市では、2050年までに「二酸化炭素排出量正味ゼロ」が達成される脱炭素社会の実現を目指し、令和2年12月に京都市地球温暖化対策条例が改正されました。

これに伴い、令和4年度から一定規模以上の床面積を持つ建築物を所有等されている方（この制度では、対象者を「準特定事業者」と定義しています。）を対象とした「エネルギー消費量等報告制度」の運用が開始されます。

(1) 制度対象の要件

＜対象となる建築物について＞

- ・ 対象建築物は、事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物を所有されている方が対象です。
- ・ 本制度では、この対象者を「準特定事業者」と定義しています。
- ・ 京都市地球温暖化対策条例に基づく「特定事業者」は、本制度の対象外です。
- ・ 根拠：京都市地球温暖化対策条例第45条及び京都市地球温暖化対策条例施行規則第19条

(2) 義務の内容について

この制度では、準特定事業者は「エネルギー使用量及び省エネに関する取組状況等」を毎年5月末までに京都市に報告いただくことを義務付けています。

御報告いただくエネルギーの種類は、電気、ガス、灯油、重油です。

報告書に記載するエネルギー消費量は、前年度（前年4月～今年3月）分としてください。

※ 電気、ガス等の使用明細書を紛失等され、消費量を把握できていない場合は、契約の供給事業者に御確認ください。

＜報告書について＞

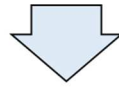
- ・ 報告書は、毎年度、前年度の事業活動に伴うエネルギーの消費量について事業活動に伴うエネルギーの消費量に係る報告書を作成し、5月31日までに京都市に提出してください。
- ・ 本制度では、この報告書のことを「エネルギー消費量等報告書」と定義しています。
- ・ 根拠：京都市地球温暖化対策条例第45条及び京都市地球温暖化対策条例施行規則第20条

＜報告者について＞

- ・ 報告書は、建築物の所有者が作成し、提出していただくこととしています。ただし、下記のいずれかに当てはまる者を所有者とみなすことができます。
 - (ア) 当該建築物の管理組合の代表者
 - (イ) 管理組合が構成されていない場合は、対象建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
 - (ウ) 対象建築物の全部を賃借等の理由により、事実上占有している者
 - (エ) 対象建築物の所有者から、その建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者
- ・ 根拠：京都市地球温暖化対策条例第45条及びエネルギー消費量等報告書に関する要綱第3条

制度概要

2050年までに脱炭素社会の実現を目指す
二酸化炭素排出量正味ゼロを達成



「エネルギー消費量等報告書制度」の運用開始

だれが？

準特定事業者

床面積1,000㎡以上の
建物（事業用）の所有者
（特定事業者は対象外）



なにをする？

「エネルギー消費量等報告書」の提出

事業活動に伴うエネルギーの
消費量に係る報告書



この制度で実施すること

電気 ガス 灯油 重油

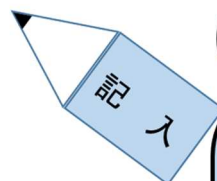
前年度の年間使用量等を記入
（前年4月～今年3月）

CO₂

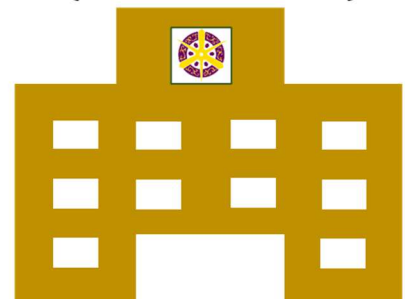
省エネに関する取組状況を記入
あてはまるものにチェック

エネルギー消費量等報告書	
電気	kWh
ガス	m ³
灯油	L
重油	L
省エネしている	
環境にやさしい	

提出



京都市
〔北部環境共生センター
南部環境共生センター〕



提出期限
5月31日

2 報告書の提出について

(1) 提出書類

エネルギー消費量等報告書：1部

※ 指定の様式（要綱第8号様式）に記載のうえ、京都市に提出してください。様式は、省エネ等の取組状況に応じて、変更される場合があります。京都市からの「報告書提出の御案内」又は、「HP等」を御確認のうえ、記載いただきますようお願いします。

※ 様式は、毎年京都市から送付いたしますが「京都市環境政策局地球温暖化対策室のHP」からダウンロード（エクセル又はPDF形式）することも可能です。電子メールでの提出に御活用ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000289103.html>



(2) 提出期限

毎年度5月31日

(3) 提出方法

報告書は、郵送、FAX、持参、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

<郵送、FAX、持参による提出の場合>

報告対象の事業所の住所に応じて、北・南いずれかの環境共生センターに提出してください。

郵送、FAXによる提出の場合は、宛先を「エネルギー消費量等報告書制度 宛」としてください。

<電子メールでの提出の場合>

電子メールによる提出の場合、メール件名を「〇〇区エネルギー消費量等報告制度（事業者名）」とし、エクセル又はPDF形式にて作成した報告書を添付し、下記の該当する環境共生センターのメールアドレス宛に送信してください。

また、他の制度（事業用大規模建築物減量計画書など）と一緒に提出する場合、他の制度にメール件名等を合わせてください。

<提出先 北部環境共生センター>

（北・上京・左京・中京・右京区）

〒606-8511

京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2
（左京区総合庁舎2階）

TEL 075-701-9800

FAX 075-701-9810

hokubukkc@city.kyoto.lg.jp

<提出先 南部環境共生センター>

（東山・山科・下京・南・西京・伏見区）

〒601-8444

京都市南区西九条森本町62番地の1

TEL 075-671-0511

FAX 075-671-0322

nambukkc@city.kyoto.lg.jp

※ 報告書の内容、本制度についての質問、問合せはこちらにお願いいたします。

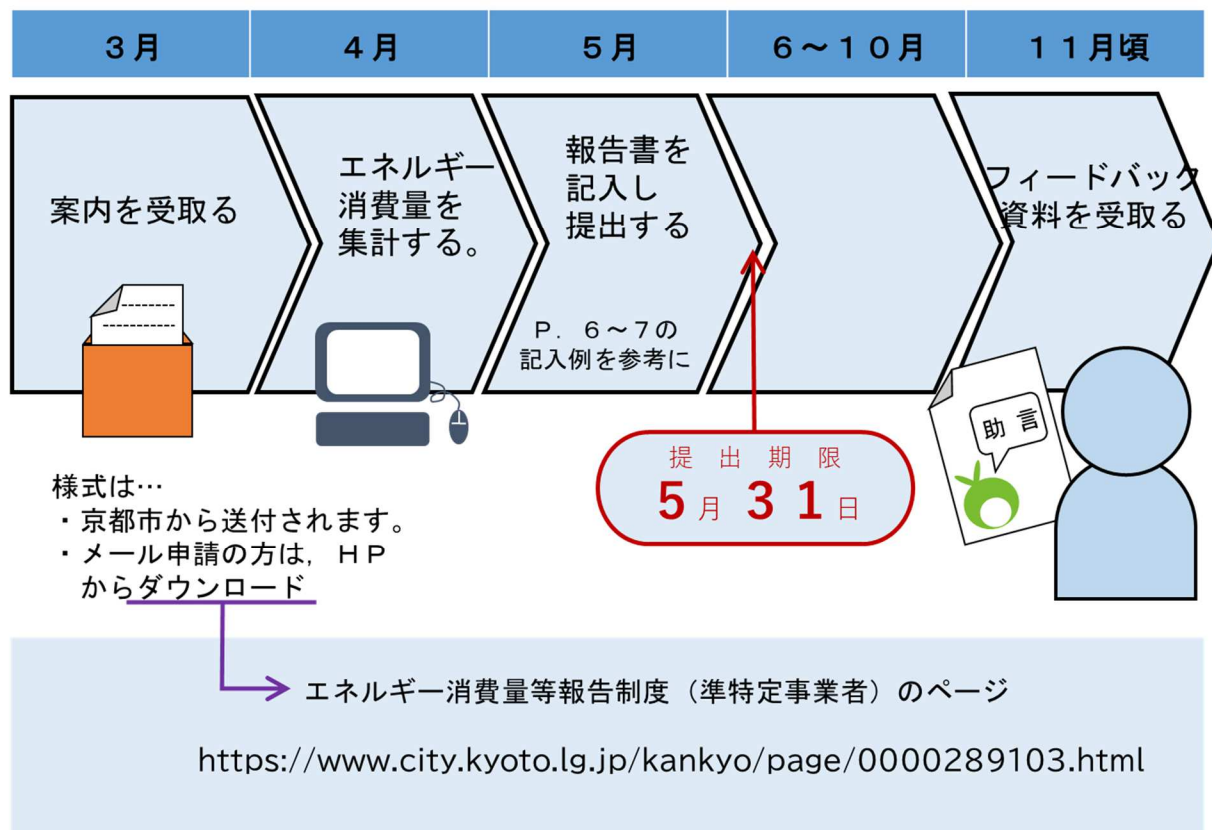
京都市環境政策局 地球温暖化対策室（準特定事業者担当）

電話：075-222-4555、メール：jtco2@city.kyoto.lg.jp

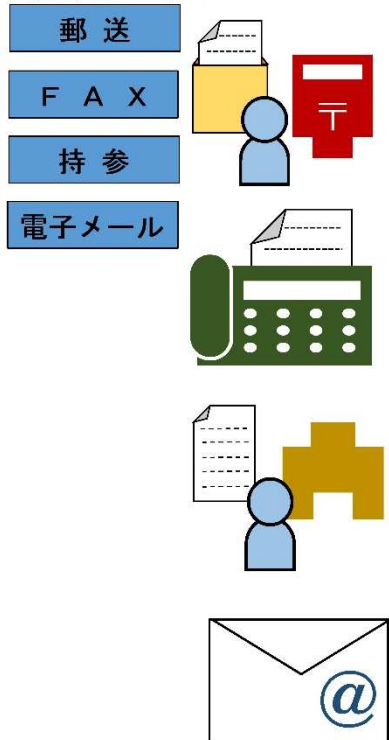
(4) 受付控えについて

控えは交付しておりません。受領印を押した控えを御希望の場合は、2部（正・副）を直接窓口まで御持参いただくか、切手を貼付した返信用封筒（宛名記入済のもの）を同封して郵送してください。

報告の流れ



提出方法



報告対象の事業所住所に応じて提出

<北部環境共生センター>

（北・上京・左京・中京・右京）
〒606-8511
左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2
（左京区総合庁舎2階）
TEL 075-701-9800
FAX 075-701-9810
hokubukkc@city.kyoto.lg.jp

「エネルギー消費量等報告制度 宛」

<南部環境共生センター>

（東山・山科・下京・南・西京・伏見）
〒601-8444
京都市南区西九条森本町62番地の1
TEL 075-671-0511
FAX 075-671-0322
nambukkc@city.kyoto.lg.jp

「エネルギー消費量等報告制度 宛」

3 報告書の記入について（記載例）

要綱第8号様式

エネルギー消費量等報告書

識別コード

AA1234

(宛先) 京都市長

令和〇年 5 月 〇〇 日

提出者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）

提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

〒604-0000

京都市中京区〇〇町1234番地

(株)京都〇〇商店 代表取締役 京都 花子

京都市地球温暖化対策条例第45条第1項の規定により提出します。

実績の年度	令和〇年度		
事業所の名称	〇〇ショッピングセンター		
事業所の所在地	京都市中京区〇〇町1234番地		
事業所の延床面積	(訂正例) 2, 300	1, 500	m ²
建物の利用用途	4		
電気	使用量※	1, 000, 000	kWh
	太陽光発電量※	21, 000	kWh
	太陽光パネル設置容量	7.2	kW
ガス使用量※		30, 000	m ³
灯油使用量※		0	L
重油使用量※		0	L

※ 前年度（前年4月1日～今年3月31日）の年間使用量等を記載してください。

省エネに関する取組状況（該当する回答項目に「レ」又は「■」を記入）

省エネ・再エネに関する取組	☐ 省エネ診断を受診したことがある。
	☒ 建物の照明は全てLEDである。
	☐ 空調の設定温度を適正に管理している（夏28℃、冬20℃）
	☐ 空調・換気設備、給湯機は定期的に清掃・点検を行っている。
	☒ 省エネに関する目標を設定している。
環境に対する取組	☐ 再生可能エネルギー比率が高い電力会社・電力料金プランと契約している。
	☐ EMS（環境マネジメントシステム）を導入している。
	☒ 社員に省エネ・環境に関する取組を励行している。
フロン対策	☐ エコマーク商品や再生紙等環境に配慮した製品を優先して購入している。
	☒ 冷蔵庫等はノンフロン製品を使用している。
その他、省エネに関する取組事項等	☒ エアコン（業務用）には法律で定期点検の義務がある事を知っている。
	今年度中に、省エネ診断を受診する予定です。

連絡先	担当者名（法人にあっては、名称及び代表者名） △△ビル管理（株） 代表取締役 桂川 一郎
	担当者住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地） 〒123-1234 京都市伏見区〇〇町 123-4
	担当者部署、氏名、連絡先 ビル管理課 鴨川 二郎 電話番号 075-1234-5678 E-mail

チェック欄（報告書記入時に御利用ください）

- ☐ ① 本市より、お送りしている御案内に記載されている「識別コード」を転記してください。
※ わからない場合は、空欄で結構です。
- ☐ ② 提出日を記載してください。
- ☐ ③ 建物所有者様の情報を記載してください。
- ☐ ④ 建物の情報を記載してください。前年度に報告書を提出いただいた事業者様は、昨年度の報告内容を予め印字しております。訂正がある場合は「二重線で消したうえで、正しい情報」を追記してください。
- ☐ ⑤ 建物の利用用途については、下表から選択してください。

建 物 用 途 分 類		用 途 分 類 例
1	事 務 所 等	事務所、オフィス、メーカー等の本社（事務機能のみを有するもの）
2	ホ テ ル 等	ホテル、旅館等及びそれらに付随する施設（レストラン、結婚式場等）含む
3	病 院 等	病院、医療機関、福祉施設、老人ホーム等
4	物品販売業を営む店舗等	スーパー、ドラッグストア、ショッピングモール、自動車ディーラー
5	学 校 等	小・中・高・大学校、専門学校、自動車学校、各種学校、学習塾等
6	飲 食 店 等	レストラン、喫茶店、バー等
7	集 会 所 等	運動施設（ジム、ボーリング等）、浴場、劇場、映画館、美術館、寺社、パチンコ屋
8	工 場 等	工場、倉庫

※ 企業の「業種」ではなく、「建物の利用用途に応じた分類」を選定してください。

（例）飲食チェーン店「飲食店等」の本社（オフィス）の場合は「事務所等」を選定してください。

（例）スーパー「物販」の配送センター（倉庫）の場合は「工場等」を選定してください。

※ 該当する用途が無い場合は、エネルギー消費量が近いと思われる用途を選定してください。

※ ひとつの建物で複数の用途がある場合は、エネルギー使用量が最も多いと思われる用途を選定してください。

- ☐ ⑥ 前年度（前年4月～今年3月）に事業活動で使用されたエネルギー量について記載してください。

※ 電気、ガス等の使用明細書を紛失等され、消費量を把握できていない場合は、過去の使用量を確認できるサービスを実施している場合があります。契約の供給事業者にご確認ください。

- ☐ ⑦ 該当する項目について、チェックを入れてください。
- ☐ ⑧ 報告書の作成を御担当されている方の情報を記載してください

※ 報告内容について問合せさせていただく場合があります。また、来年度の「提出案内等の各種案内」についても、こちらに送付させていただきます。なお、連絡先に変更があった場合には、下記までご連絡をお願いします。

<報告書記載内容等についての問合せ先>

京都市環境政策局 地球温暖化対策室 準特定事業者担当

電話：075-222-4555

メールアドレス：j t c o 2 @ c i t y . k y o t o . l g . j p

4 使用量のお知らせ（請求明細）の確認方法

(1) 電気利用明細の場合（一例）

電気ご使用量のお知らせ ○年○月分		ご使用期間 ○月○日～○月○日
○○○○ 様 お客様番号 01 23 4567 89 0123		
使用量	○○○ kWh	ご請求金額 ○○, ○○○ 円 支払期限 ○月○日
○○電力株式会社 電話番号 01-2345-6789		○○営業所 電話番号 01-2345-6789

※過去の電気料金がわからない場合は、お客様センター等に確認してください。

請求書の使用量 | 年分を集計

4月分 ○○kWh

5月分 ○○kWh

6月分 ○○kWh

//

//

3月分 ○○kWh

合計○○○kWh←（報告書に記載）

○電力株式会社

○営業所

電話番号 01-2345-6789

※過去の電気料金がわからない場合は、お客様センター等に確認してください。

(2) ガス利用明細の場合（一例）

○○ガス ご使用量のお知らせ		ご使用番号 12-23-345-56-6789
○○○○様 2021年 ○月分		
請求予定金額	○, ○○○ 円	ご使用期間（日数） △月△日～○月○日（**日間） ご使用量 ○○m³
○○ガス株式会社 お客様センター 0120-34-5678		○○ガス 口座振替済領収書 請求書の使用量 年分を集計 4月分 ○○m³ 5月分 ○○m³ 6月分 ○○m³ // // 3月分 ○○m³ 合計○○○m³←（報告書に記載）

※過去のガス料金がわからない場合は、お客様センター等に確認してください。

請求書の使用量 | 年分を集計

4月分 ○○m³

5月分 ○○m³

6月分 ○○m³

//

//

3月分 ○○m³

合計○○○m³←（報告書に記載）

○ガス株式会社

お客様センター

0120-34-5678

※過去のガス料金がわからない場合は、お客様センター等に確認してください。

5 フィードバック

準特定事業者の皆様から提出いただいた「エネルギー消費量等報告書」は、京都市にてとりまとめた後「事業活動におけるCO₂排出量の実績、類似用途との比較、省エネ等に関するおすすめの取組」など、省エネ・CO₂削減に役立つ情報を提供させていただきます。

今後の取組にお役立てください。

準特定事業者 フィードバック資料		(対象番号)
〇〇〇〇株式会社 △△支店 業種(用途)		参考
取組結果		
CO₂排出量 現在 990,000(t/年) ➡ 来年度目標 980,000(t/年) 類似業種***事業所中30位 (毎年-1%削減する事を目標とした場合)		
2022年度CO₂排出量 (千トン/年) CO₂排出実績と目標 (千トン/年) 		
すばらしいです。 この調子で削減していきましょう！		
おすすめの取組		
☒ 主要照明のLED化 今、LEDに交換しないと、 1年間で〇〇〇円の損 約2年で 投資回収できます！ 他事業者 80% 実施済み		
☒ 空調温度を1℃変更 今、空調温度を1℃変えないと、 1年間で〇〇〇円の損 クールビズ・ウオーム ビズで夏・冬を快適に！ 他事業者 90% 実施済み		
☒ ノンフロン機器へ更新 フロン1kg=CO₂ 2000kg エアコン1台に含まれる フロンは、乗用車で 日本40周分に相当！ 他事業者 80% 実施済み		
基本的な取組からはじめましょう！ 省エネ診断を受診して、更なる光熱費削減を目指しましょう！ (同封の案内をチェック)		

① CO₂排出実績及び削減目標（参考）などを示します。

② 類似用途におけるCO₂排出量の分布及び過去の排出実績等を示します。

③ 貴事業所のCO₂削減に対する取組み状況を示します。

④ エネルギー消費量等報告書の「省エネに関する取組状況」について、実施できていない項目から、おすすめの取組を紹介します。

⑤ 今後の省エネ等の取組に向けての助言等を記載します。

フィードバック資料（イメージ）

6 Q & A

制度概要

Q 1-1 この制度の趣旨は？

A 1-1 中小事業者においては、自社の事業活動に伴うエネルギー量、CO₂排出量等を把握していない又は、把握したくても方法がわからない等の課題があります。この制度のフィードバック資料を通じて、エネルギー消費量等を把握いただくことにより、省エネへの関心、排出量削減への道筋を示すものです。

また、省エネ補助金、省エネ診断、セミナー等についても、案内することにより、省エネ改修等に結び付けていく意図もあります。

対象の要件

Q 2-1 制度対象事業者は？

A 2-1 事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の建築物を所有されている方が本制度の対象となります。ただし、特定事業者は、本制度の対象外です。

Q 2-2 敷地内に複数棟がある場合、1,000㎡はどのように判断するのか？

A 2-2 複数の建築物のうち、1棟毎に事業の用に供している部分の床面積の合計が1,000㎡以上の建築物が対象となります。

※ 例えば、敷地に建物2棟あり、A棟は700㎡（非対象）、B棟目1,500㎡（対象）となる場合、Bのみが報告対象となります。

Q 2-3 敷地内に複数の建築物がある。まとめて報告をして構わないか？

A 2-3 報告対象は建築物単位となりますが、同一敷地内において共通の用途（学校における校舎、体育館、部室棟等）である場合は、1枚の報告書にまとめて報告してください。

※ 面積等の記載方法は、対象面積を合算した値を記載してください。

Q 2-4 分譲マンションの1～2階に1,500㎡の事業所が入居（又は区分所有）しており、3階以上が住戸となっているが、報告対象となるのか？

A 2-4 住宅やアパートなどの居住用部分の床面積を除き、事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上となる場合が報告対象です。よって、本件の場合報告対象となります。

Q 2-5 サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）の場合、住居系の部分の扱いはどのようになるのか？

A 2-5 介護や食事サービスの有無など使用形態によって、居住用部分の扱いが異なる場合があります。個別に京都市に御相談ください。

Q 2-6 建築物所有者と建築物管理者が異なるが、報告者は誰になるのか？

A 2-6 下記のいずれかに当てはまる者を所有者とみなすことができます。

- ・対象建築物の管理組合の代表者
- ・上記の管理組合が構成されていない場合は、対象建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- ・対象建築物の全部を賃借等の理由により、事実上占有している者
- ・対象建築物の所有者から、その建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

Q 2-7 報告対象であること（本制度）を認識したのが遅く、それまでの電気使用量などを把握できていない。どうすればよいのか？

A 2-7 過去の使用量を確認できるサービスを実施している場合があります。契約の電力事業者やガス事業者に問合せをいただくなどして、過去の使用量を確認していただき、報告書を提出していただくようお願いします。

どうしても不明な場合は、地球温暖化対策室に御相談してください。

Q 2-8 建築物所有者であるが、入居者が電力・ガス会社と直接契約をしているため、電気使用量（電気料金）を把握していない。報告対象となるのか、また、報告者は誰になるのか？

A 2-8 個々の入居者を報告対象にすることは考えておりません。制度担当者を選出いただき、報告のとりまとめ・提出等をお願いいたします。

報告書の提出について

Q 3－1 報告書の提出時期はいつか？

A 3－1 毎年度5月末日までに提出してください。

Q 3－2 提出方法はこういったものがあるか？

A 3－2 電子メール、郵送、FAX、持参による報告書の提出が可能です。

受付控えについて

Q 4－1 受付控えが必要な場合はどうすれば良いか？

A 4－1 控えについて、交付しておりません。受領印を押した控えを御希望の場合は、2部（正・副）を直接窓口まで御持参いただくか、切手を貼付した返信用封筒（宛名記入済のもの）を同封して郵送してください。

その他

Q 5－1 未提出者への罰則はあるのか？

A 5－1 数度の督促を行った後にでも提出頂けない所有者様へは、勧告・公表といった措置を講じることがあります。（条例第77条）

Q 5－2 制度について質問・相談があるがどこに問合せすれば良いか？

A 5－2 以下の連絡先に問合せをお願いいたします。
京都市 環境政策局地球温暖化対策室（準特定事業者担当）
電話 075-222-4555
FAX 075-211-9286
メール jtco2@city.kyoto.lg.jp

要綱第8号様式

識別コード

(宛先) 京都市長	年 月 日
提出者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地） 〒	提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

実績の年度	
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所の延床面積	m ²
建物の利用用途	

電気	使用量※	k W h
	太陽光パネル設置容量	k W
	ガス使用量※	m ³
	灯油使用量※	L
	重油使用量※	L

省エネに関する取組状況（該当する回答項目に「レ」又は「■」を記入）

省エネ・再エネに関する取組状況（該当する回答項目に「○」又は「■」を記入）	
省エネ・再エネに関する取組	☐ 省エネ診断を受診したことがある。
	☐ 建物の主要な照明は、LEDである。
	☐ 空調の設定温度は、省エネを意識して管理している。
	☐ 空調・換気設備、給湯機は定期的に清掃・点検を行っている。
	☐ エネルギー消費量，CO2排出量等に関して削減目標を設定している。
	☐ 電力会社は、価格だけではなく、再エネ比率も考慮して選んでいる。
環境に対する取組	☐ EMS（環境マネジメントシステム）を導入している。
	☐ 製品等の購入時は、価格だけではなく、省エネ・環境性能も考慮している。
	☐ 環境を意識した、製品・サービスを顧客に提供している。
フロン対策	☐ 冷蔵庫等はノンフロン製品を使用している。
	☐ 業務用エアコンには法律で定期点検の義務がある事を知っている。
その他、省エネに関する取組事項等	

連絡先	担当者名（法人にあつては、名称及び代表者名）	
	担当者住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地） 〒	
	担当者部署，氏名，連絡先	
	電話番号	—
	E-mail	@

8 資料 根拠条例

京都市地球温暖化対策条例（抄）

第6章 エネルギー消費量等報告によるエネルギー消費量の削減

（エネルギー消費量等報告書の提出）

第45条 事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が別に定める面積以上であるものの所有者（特定事業者を除く。以下「準特定事業者」という。）は、毎年度、当該年度の事業活動に伴うエネルギーの消費量について、事業活動に伴うエネルギーの消費量に係る報告書（以下「エネルギー消費量等報告書」という。）を作成し、当該年度の翌年度の別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 エネルギー消費量等報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 準特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 事業活動に伴うエネルギーの消費量の実績
- (3) 事業活動に伴うエネルギーの消費量を削減するために実施した措置の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（エネルギー消費量等報告書を提出した準特定事業者に対する指導及び助言）

第46条 市長は、準特定事業者の事業活動に伴うエネルギーの消費量を効果的に削減させるため、前条第1項の規定によりエネルギー消費量等報告書を提出した準特定事業者に対し、その事業活動の状況に応じて、必要な指導及び助言をするものとする。

（準特定事業者以外の事業者によるエネルギー消費量等報告書の提出）

第47条 準特定事業者以外の事業者は、事業活動に伴うエネルギーの消費量の効果的な削減の方法について市長の指導及び助言を受けるため、単独で又は共同して、エネルギー消費量等報告書を作成し、別に定める日までに市長に提出することができる。

2 第45条第2項及び前条の規定は、前項の事業者がエネルギー消費量等報告書を提出する場合について準用する。

（勧告及び公表）

第77条 市長は、特定事業者、自動車販売事業者、準特定事業者、特定建築主、準特定建築主、建築士及び特定緑化建築主が、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの者に対し、必要な措置を講じよう勧告することができる。

- (1) 第32条第2項、第33条第2項又は第35条第3項の規定による報告をしなかったとき。
- (2) 第37条第1項、第40条第1項、第45条第1項、第49条第1項又は第69条第1項による提出をしなかったとき。
- (3) 第37条第3項、第49条第3項、第51条第1項、第55条、第60条第1項若しくは第2項、第64条、第69条第2項又は第71条の規定による届出をしなかったとき。
- (4) 第75条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

京都市地球温暖化対策条例施行規則（抄）

第5章 エネルギー消費量等報告書の提出

（準特定事業者）

第19条 条例第45条第1項に規定する別に定める面積は、1,000平方メートルとする。

（エネルギー消費量等報告書の提出期限）

第20条 条例第45条第1項に規定する別に定める日は、5月31日とする。

（準特定事業者以外の事業者によるエネルギー消費量等報告書の提出期限）

第21条 条例第47条第1項に規定する別に定める日は、同項に規定する指導及び助言を受けようとする年度の5月31日とする。

エネルギー消費量等報告書に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）第45条第1項に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（所有者の範囲）

第3条 条例第45条第1項に規定する事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が別に定める面積以上であるものの所有者とは、当該建築物に対し民法上の所有権を有する者とする。ただし、次の各号に掲げる者を所有者とみなすことができる。

- (1) 当該建築物の管理組合の代表者
- (2) (1)の管理組合が構成されていない場合は、当該建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- (3) 当該建築物の全部を賃借その他の理由により、事実上占有している者
- (4) 当該建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理にとどまらず、当該建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

附 則（令和3年11月19日制定）

この要綱は、令和3年11月19日から実施する。

京都市環境政策局地球温暖化対策室

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話:075-222-4555 , FAX:075-211-9286

メール:jtco2@city.kyoto.lg.jp